

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」
に向けた行動計画

平成 30 年 3 月

健康局

目 次

第 1	行動計画の背景と目的	P 1
1	大阪市での犬猫の現状	P 1
2	「理由なき殺処分ゼロ」について	P 2
3	対象期間	P 2
第 2	大阪市での犬猫の収容状況	P 3
1	犬の状況	P 3
2	猫の状況	P 4
3	課題	P 5
第 3	「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組み	P 6
1	犬猫の殺処分数の削減に向けて	P 6
2	犬猫の収容を未然に防ぐために	P 6
3	さまざまな活動主体と協働した取組み	P 7
第 4	具体的取組みにあたって	P 7
1	基本的な枠組み	P 7
2	取組内容及び進捗管理	P 8
3	基本的枠組みの取組方針	P 8
	「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート	P 14

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画

第1 行動計画の背景と目的

1 大阪市での犬猫の現状

本市では、迷子になって保護された犬猫や、飼い主から引き取った犬猫などについて、元の飼い主への返還や、新たな飼い主への譲渡を実施している。飼い主から引取りの相談があった際には、安易に引き取るのではなく、飼い主責任として、飼い主が一生涯面倒を見るという終生飼養や不幸な命を増やさないための不妊去勢手術の実施などの適正飼養について啓発指導を行い、飼養を継続できないか再確認している。そのうえで、自身で継続飼養できない場合には、新たな譲渡先を探す努力を行うよう指導しているところである。

引き取った犬猫については、可能な限り生存の機会が与えられるよう、譲渡適性があると判断した場合は、ホームページで譲渡対象情報の公開、譲渡事業（ワンニャン教室）での個人譲渡、譲渡を斡旋する団体（以下、「譲渡登録団体」という。）への譲渡を実施しており、結果、本市での犬猫の殺処分数は、平成元年度の9,631匹から平成28年度は1,248匹となり、約87%減少している。また、殺処分となっているのは、治る見込みのないケガや病気がある場合や、咬み癖がある、凶暴な性格など、譲渡適性がないと判断された犬猫となっている。

本市での殺処分は減少してきているが、政令指定都市の平均と比較するとまだまだ多い状況である。なお、本市の統計データにおける殺処分数には、大きなケガを負っていたり、病気などを持った状態で収容され、治療の甲斐なく亡くなった犬猫も含んでいる。本市では、犬と猫の殺処分数を削減させるためには、引取り数のさらなる削減と返還譲渡率の向上が重要であると考えており、殺処分数は年々減少してきていることから、この流れを止めることなく、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、取組みを進めていく。

大阪市での殺処分数経年変化と政令指定都市平均との比較（犬猫合計）



2 「理由なき殺処分ゼロ」について

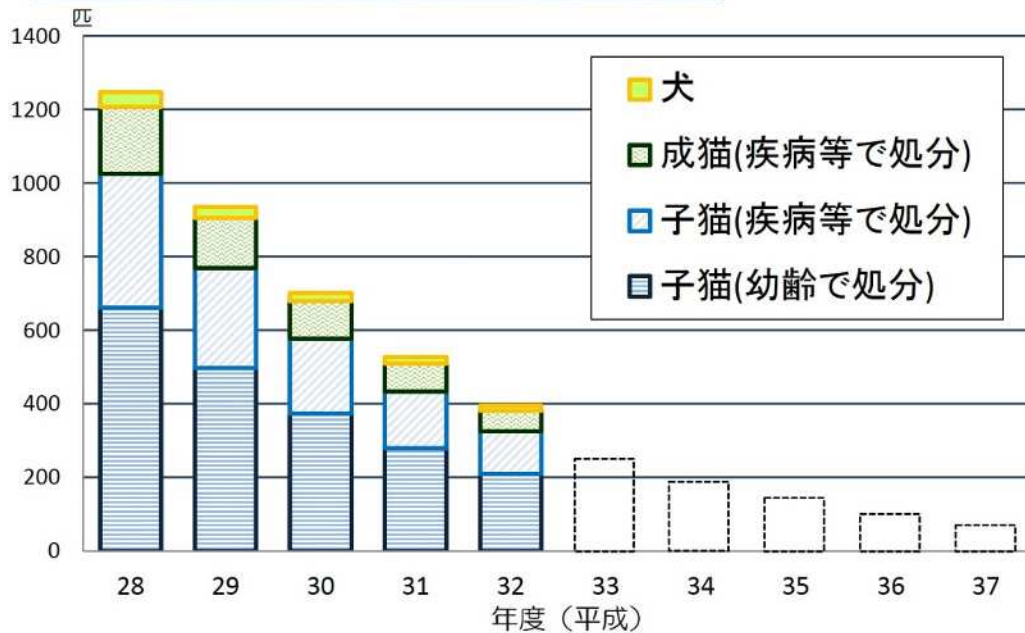
本来、殺処分を行う犬猫の数はゼロになることが望ましい。しかしながら、現状においては、治療しても生存が望めず、苦痛を長引かせてしまうなど、どうしても安楽死処分とすることがやむを得ない場合も存在している。また、「殺処分ゼロ」をやみくもに求めるが故、ともすれば譲渡登録団体への押し付けになってしまうことも想定されることから、単なる殺処分ゼロというキャッチフレーズだけを訴えることではなく、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を目標に取組みを進めていくこととする。

3 対象期間

平成 29 年度から本市が誘致を行っている日本万国博覧会の開催年（2025 年）までを目標に取り組む。

ただし、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正等により、本市動物愛護管理行政を取り巻く状況に著しい変化が生じた場合は、必要に応じて、対象期間を見直すこととする。

今後の殺処分数削減の推移（イメージ）



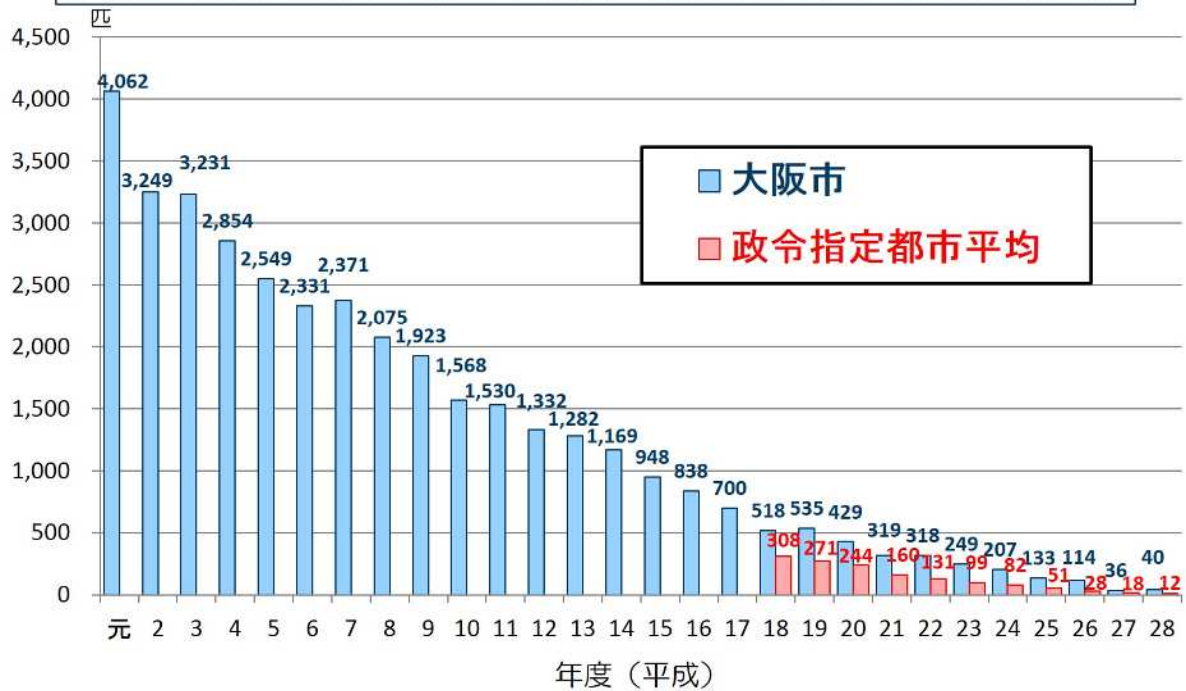
削減率は前年度比 25% を目標とし、3 年後に見直す。

第2 大阪市での犬猫の収容状況

1 犬の状況

収容される犬については、飼い主からの引取りや警察等で保護された迷子の犬のほか、野犬など狂犬病予防法等に基づいて捕獲された犬がいる。市内にいる野犬などの所有者不明の犬については減少しており、飼い主からの引取りについては、飼い主責任として、終生飼養や不妊去勢手術の実施などの適正飼養について啓発指導するほか、飼い主自ら新たな譲渡先を探す努力をするよう指導している。その結果、犬の殺処分数は平成元年度の4,062匹から平成28年度の40匹（大きなケガや病気により治療の甲斐なく亡くなった数（平成28年度：15匹）を含む）まで減少している。以前の犬の引取り数及び殺処分数については、いずれも本市が政令指定都市の平均を大きく上回っていたが、現在は同程度という状況になっている。

大阪市での犬殺処分数経年変化と政令指定都市平均との比較



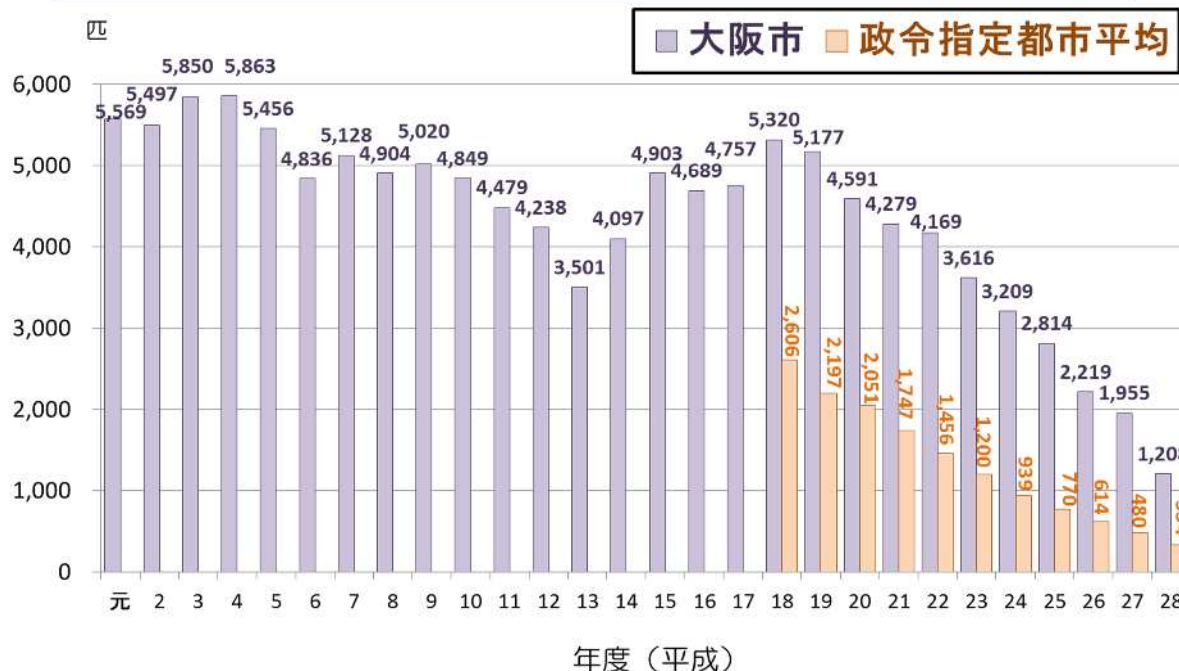
2 猫の状況

猫については捕獲を行っておらず、収容される猫は、猫の飼い主からの引取りのほか、母猫とはぐれてしまって自活できない子猫、警察等で保護された迷子の猫や公共の場所等で負傷していると通報のあった猫といった飼主不明の猫である。飼い主からの引取りについては、犬と同じように、飼い主責任として、終生飼養や不妊去勢手術の実施などの適正飼養についての啓発指導や、飼い主自ら新たな譲渡先を探す努力をするよう指導している。

飼主不明の猫については、その多くが母猫とはぐれてしまい自力では生活できない離乳前の子猫であり、この対策のため、平成22年度より「所有者不明猫適正管理推進事業」を実施しているところである。この事業は、地域住民の合意のもと、所有者不明猫の不妊去勢手術を行い、予め地域で定めたルール（餌やりの時間や後片付け、糞掃除、苦情対応等）に従い、住民が主体となって適正管理することにより、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減と所有者不明猫の引取り数の減少を目的としたものである。所有者不明猫適正管理推進事業の効果もあり、猫の殺処分数は、最も多かった平成4年度の5,863匹から平成28年度は

1,208匹（大きなケガや病気により治療の甲斐なく亡くなった数（平成28年度：69匹）を含む）となり、約80%減少している。しかしながら、政令指定都市の平均と比べると、依然として多い状況である。

大阪市での猫殺処分数経年変化と政令指定都市平均との比較



3 課題

本市では、これまで、大阪府動物愛護推進計画に基づき、平成35年度を目途に犬猫の引取り数の削減及び返還譲渡率の向上に取り組んできたが、本行動計画の対象期間中に「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成するためには、これまでの取組みを一層推進していくとともに、その中で明らかとなった新たな課題についても迅速に対応していく必要がある。

また、本行動計画を円滑に推進するためには、行政の活動だけでは限界があるため、新たに地域や愛護団体、関係団体、事業者、市民など、さまざまな活動主体と連携・協働できる体制の構築にも取り組んでいく必要がある。

第3 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組み

1 犬猫の殺処分数の削減に向けて

殺処分数を削減するためには、引取り数の削減と返還・譲渡の促進を図っていく必要がある。

收容される犬の内訳は、野犬などの所有者不明の犬と飼い主から引き取られる犬がほぼ同率の推移で減少してきており、殺処分される犬の内訳は、治る見込みのない病気やケガがある場合や、咬み癖がある、凶暴な性格など、譲渡適性がないと判断された犬が大半を占めている。そのため、犬の殺処分数の削減に向けては、野犬対策及び所有者明示や終生飼養等の適正飼養に関する啓発の徹底と返還・譲渡の促進に取り組む。

收容される猫及び殺処分される猫の内訳は、母猫とはぐれてしまい自力では生活できない所有者不明の子猫が大半を占めている。猫の殺処分数を削減させるため、事業開始以降、一定の成果を出している「所有者不明猫適正管理推進事業」を拡充することが重要であり、より利用しやすく効果的な事業となるよう、必要に応じて見直しを行う。また、所有者明示等の適正飼養啓発の徹底、哺乳期の子猫を対象とした譲渡事業などの返還・譲渡の促進にも取り組む。

また、これらの取組みを積極的に推進していくため、現在募っている「動物愛護関連事業寄附金」をより効率的かつ柔軟に運用できる仕組みが必要であることから、「大阪市動物愛護管理施策推進基金（仮称）」の設立を図る。

2 犬猫の收容を未然に防ぐために

これまでの取組みの中で、殺処分数を削減するためには、收容された犬猫に対する対策のみでなく、市民全体の動物愛護に関する意識・関心を高揚させ、收容を未然に防ぐための予防策が必要であることが明らかになっている。

市民の意識・関心を高めるためには、積極的かつ継続的な情報発信が重要である。ホームページやSNSなどICTを活用し、動物愛護関連情報を発信するとともに、そのような情報を受け取りにくい方に向けてリーフレットを作成・配布するなど、

受け手に則したさまざまな手法を用いて、効果的な情報発信に努める。

特に、将来の社会を担う子どもに向けては、動物愛護精神、とりわけ「いのちの大切さ」を学ぶ機会を充実させる必要がある。おおさかワンニャンセンター（大阪市動物管理センター）で実施し、好評を得ている子どもを対象にしたふれあい事業や市内の小学生を対象にした出前講座（命の時間）について、開催場所を拡大するとともに実施回数を増加させることで、子どもたちの学習機会の充実に取り組む。

さらに、教育委員会事務局等とも連携し、学校教育の場でも動物愛護に関する教育を行える体制の構築を図る。

また、近年社会問題にもなっている多頭飼育崩壊や災害発生時におけるペットとの同行避難については、不妊去勢手術等の適正飼養に関する啓発や災害に対する平常時からの備え等についての啓発を徹底して実施するとともに、関係所属や関係団体等と連携し、多頭飼育崩壊を未然に防ぐ体制や避難所におけるペットの受け入れ体制の構築に取り組む。

3 さまざまな活動主体と協働した取組み

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するためには、職員のスキルアップや関係所属との連携強化等による組織力の向上が必要である。

一方で、本行動計画を円滑に推進するためには、行政の活動だけでは限界があるため、地域や愛護団体、関係団体、事業者、市民など、さまざまな活動主体との連携・協働が必要である。活動拠点の整備や動物愛護推進員制度の再構築等、あらゆる可能性を模索し、さまざまな活動主体と連携・協働できる体制の構築に取り組む。

第4 具体の取組みにあたって

1 基本的な枠組み

前記、第3の取組みについては、次の枠組みで進めていくこととする。

1．犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた

大阪モデルの実現

2. 犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化
3. 犬猫の適正飼養の推進
4. 動物愛護教育の充実
5. 動物愛護に関する広報の充実
6. 動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築
7. 動物愛護関連施設の設置
8. ペットにかかる災害時対策
9. 動物愛護関連事業寄附金の活用
10. 動物愛護推進員制度の再構築
11. 市営住宅敷地内における猫対策
12. おおさかワンニャンセンターの機能向上

2 取組内容及び進捗管理

各枠組みにおける具体的な取組内容と取組方針については以下のとおりとし、各取組みの年度計画及び進捗管理については、別紙「個別項目進捗管理シート」により行う。

「個別項目進捗管理シート」については、健康局において四半期ごとにとりまとめるとともに、毎年度、大阪市動物愛護推進会議への報告を行い、適切に管理していくこととする。

3 基本的枠組みの取組方針

(上段：取組内容、下段：取組方針)

1	犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現
	犬猫の収容及び殺処分の状況を分析し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業に活用する。また、犬猫の現状を毎年度公表し、現在誘致を行っている

2025 年日本万国博覧会までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現する。	
2	<p>犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化</p> <p>(1) 野犬対策の徹底</p> <p>(2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立</p> <p>(3) 犬猫の譲渡の促進</p>
<p>(1) おおさかワンニャンセンターと生活衛生監視事務所、区役所が連携して実施している野犬等の捕獲について、これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、新たな手法の検討を進め、より迅速で確実な野犬等の捕獲を実施していく。</p> <p>(2) 平成 28 年度に収容された猫 1,515 匹のうち、およそ 1,300 匹が子猫であり、そのうち譲渡対象である子猫(生後 3 から 4 週令以上の哺乳期猫で目ヤニや流涎等の感染症の兆候がなく快活であり、おおさかワンニャンセンター所長が引渡し可能と判断したもの) は僅か 58 匹であった。収容した子猫の対策として、平成 27 年度から譲渡登録団体の協力のもと、試験的に実施している哺乳期猫譲渡推進事業について、制度を構築し、本格的に実施していく。</p> <p>(3) 犬猫の譲渡会について、譲渡希望者が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やすとともに、あらゆる媒体を活用して、譲渡対象情報の周知に努める。また、咬み癖等があり、譲渡対象基準に満たない犬について、譲渡に向けたトレーニング方法について検討のうえ、実施していく。</p>	
3	<p>犬猫の適正飼養の推進</p> <p>(1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討</p> <p>(2) 猫の登録努力義務化の検討</p>
<p>(1) マイクロチップ装着による個体識別は、迷子になった動物の所有者発見を容易にするだけでなく、所有者責任の所在を明確にし、動物の遺棄防止に役立つことから、環境省も所有者明示の一方法として推奨している。本市においても、各区保健福祉センターにリーフレットを配置するとともに、各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施するなど、マイクロチップの普及に</p>	

努めており、今後も継続して取組みを進めていく。また、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していく。

- (2) 飼い猫(外猫、家猫)については、飼養者に所有者明示措置を実施するよう、イベント時に迷子札を配布する等の啓発を行っている。今後も、あらゆる機会や媒体を通じて広報を行い、所有者明示を推奨していく。また、飼い猫については、飼い犬のように法令(狂犬病予防法)に基づく登録義務はないが、国や他都市等の状況を注視し、登録の可否について検討していく。

動物愛護教育の充実

- 4 (1) 命の大切さを学ぶ機会の増加
(2) 飼育体験の充実
(3) ふれあい事業の拡充
(4) 既飼養者への適正飼養啓発事業の推進

- (1) 子どもたちが動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、平成25年度より6区の一部小学校において「命の時間」講座を実施している。当該講座について、実施区及び校数の拡大を図るとともに、より広域での実施に向け、マニュアル(教育読本)を作成し、配布する。

- (2) 児童生徒が動物の命の尊さや大切さに気付き、動物の適正飼養及び終生飼養を理解できるようにするために、教育活動の中での体験的な活動の充実を図る。

- (3) ふれあい事業については、犬とのふれ合いを通じた生き物に対する正しい接し方の啓発及び動物愛護精神の涵養を目的に、おおさかワンニャンセンターで実施している。当該事業をさらに周知するため広報を充実させるとともに、より多くの方が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やす。また、H29年度におおさかワンニャンセンターにて猫舎を新設することから、猫舎を活用した猫とのふれあい事業も実施していく。

	<p>(4) 飼育希望者に対しては、おおさかワンニャンセンターにおいて譲渡前に「飼い方相談会」や「しつけ方教室」を実施している。既飼育者に対する適正飼養の啓発に向け、既存の「しつけ方教室」の既飼養者への実施を含め、効果的な手段について検討・実施していく。</p>
5	<p>動物愛護に関する広報の充実</p> <p>(1) 広報活動の強化</p> <p>(2) 「ロゴマーク」の作成・活用</p>
	<p>(1) 各種取組みを効果的に展開していくため、犬猫の現状と取組み内容を広く周知する必要がある。HPや広報紙、SNS(フェイスブック・ツイッター)等、あらゆる媒体を活用して計画的かつ効果的な広報に努める。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者に向けて、突然のトラブルでも慌てることのないよう、広報の充実を図る。</p> <p>(2) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成し、広く市民や民間団体等の使用に供することで、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを市民の共通認識として広げていくとともに、動物愛護と適正飼養の周知に努める。</p>
6	<p>動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築</p> <p>(1) 動物関係(多頭飼育崩壊等)の相談に対する連携体制の構築</p> <p>(2) 所有者不明猫対策事業(街ねこ事業、公園猫事業)の再構築</p>
	<p>(1) 動物相談室及び各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築する。</p> <p>(2) 所有者不明猫適正管理推進事業については、平成22年度の事業開始から7年以上が経過しており、他都市調査及び事業実施者等へのアンケートなどを踏まえ、より効果的で利用しやすい制度に再構築する。公園猫適正管理推進サポーター制度については、平成23年度の事業開始以降、都度見直しを行っており、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。</p>

	臨港緑地等については、区役所等と連携して、啓発活動を通じたマナー意識の向上等に取り組む。
7	動物愛護関連施設の設置
	犬猫の引取り数の削減及び譲渡の促進を図るため、譲渡会や動物愛護関連イベントのほか、民間団体等が活動（ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等）できる施設の設置について、本市未利用施設の活用と併せて検討していく。また、先行事例であるドイツのティアハイムについて、調査・研究を行っていく。
8	<p>ペットにかかる災害時対策</p> <p>(1) ペットとの避難対策の構築</p> <p>(2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築</p>
	<p>(1) 災害時の対応としては、基本的には「自助」であり、ペットに関する支援を受けることが困難になると想定されるため、飼い主自身が普段から餌やケア用品を備蓄しておくことに加え、他の被災者とトラブルにならないよう、ペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。</p> <p>また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持っている人と共同生活を送ることとなるため、ルールを決めておくことが重要であることから、避難所を運営する避難所運営委員会等で協議できるよう、関係所属で連携して取り組むこととする。</p> <p>(2) 災害発生時における民間団体等との協力体制について構築する。</p>
9	動物愛護関連事業寄附金の活用
	動物愛護関連事業寄附金については、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みに活用することを明確にし、広報活動の充実に努めるとともに、動物愛護関連事業寄附金を活用した事業展開が計画的かつ効率的に実施できる方策について、検討・実施していく。また、新たな事業実施や事業拡大にあたっては、当該計画段階において、必要に応じて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても検討する。

10 動物愛護推進員制度の再構築

大阪市動物愛護推進員については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、平成 15 年度に設置している。「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するにあたって、地域における動物愛護の熱意と見識を有する推進員の経験・知識が非常に有用であることから、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行う。

11 市営住宅敷地内における猫対策

動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切な餌やりにより周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。

12 おおさかワンニャンセンターの機能向上

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する業務を担うおおさかワンニャンセンターについては、庁舎建築以降相当年数が経過していることから、設備の老朽化が著しく、多数の不良箇所がある。設備の破損は、人的被害や施設機能停止、収容動物の逸走に繋がる恐れがあるとともに、動物愛護の観点からも必要な改修を計画・実行していく。また、おおさかワンニャンセンターの施設位置が分かりにくいこと、単に殺処分を行う場所との誤ったイメージを払拭しうる取組みを実施していく。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目1: 犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現 <<関係所属:健康局>>
取組方針 犬猫の収容及び殺処分の状況を分析し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業に活用する。また、犬猫の現状を毎年度公表し、現在誘致を行っている2025年日本万国博覧会までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現する。
H29・30年度の取組み H29年度の犬猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計・分析し、所有者不明猫適正管理推進事業等、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業の啓発重点地域を特定するとともに、これまで市内で画一的に実施していた事業について、より効果的・効率的に実施しうる方策の検討に活用する。
H31年度の取組み H30年度の犬猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計・分析し、各種事業に活用する。
H32年度以降の取組み 前年度の犬猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計・分析し、各種事業に活用する。
これまでの取組み 【H29.4】「大阪市での犬猫の現状について」をHPにて公開 【H29.6】総務担当課長会議において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる経過説明及び協力要請 【H29.7】犬猫の引取り及び苦情調査の実施及び分析(H27・28年度、区・町・内容別) 【H29.8】既公開情報である犬猫の殺処分数に加え、その理由をHPにて公開 【H30.3】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画策定 【H30.5】平成29年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開 【H30.6】平成29年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計 【H30.8】各区役所に平成29年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果と、所有者不明猫適正管理推進事業の広報資料及びQ&A改定版を提供 【H30.11】各区役所に平成30年度上半期における犬猫の引取り状況及び殺処分状況を提供 【H30.12】動物愛護推進会議において行動計画の進捗状況を報告

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目2: 犬猫の殺処分割減に向けた事業の推進・強化

《関係所属:健康局》

- (1) 野犬対策の徹底
- (2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立
- (3) 犬猫の譲渡の促進

取組方針

(1) おおさかワンニャンセンターと生活衛生監視事務所、区役所が連携して実施している野犬等の捕獲について、これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、新たな手法の検討を進め、より迅速で確実な野犬等の捕獲を実施していく。

(2) 平成28年度に収容された猫1,515匹のうち、およそ1,300匹が子猫であり、そのうち譲渡対象である子猫(生後3から4週令以上の哺乳期猫で目ヤニや流涎等の感染症の兆候がなく快活であり、おおさかワンニャンセンター所長が引渡し可能と判断したもの)は僅か58匹であった。収容した子猫の対策として、平成27年度から譲渡登録団体の協力のもと、試験的に実施している哺乳期猫譲渡推進事業について、制度を構築し、本格的に実施していく。

(3) 犬猫の譲渡会について、譲渡希望者が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やすとともに、あらゆる媒体を活用して、譲渡対象情報の周知に努める。また、咬み癖等があり、譲渡対象基準に満たない犬について、譲渡に向けたトレーニング方法について検討のうえ、実施していく。

H29・30年度の取組み

(1) これまで実施してきた捕獲方法等を関係部署で構成する対策会議で検証し、野犬等の迅速かつ確実な捕獲に向け、新たな捕獲方法を定め、実行する。

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業を平成30年度に本格実施する。併せて、譲渡対象基準の見直しについて検討する。

(3) おおさかワンニャンセンターでの譲渡会について、毎月2回の定期開催のほか、年度中に2回、日曜譲渡会を開催する。譲渡対象の犬猫については、HPやSNSで随時紹介する。また、譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニング方法について検討する。

H31年度の取組み

(1) 新たな捕獲方法により捕獲を実行し、検証を行う。

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業を本格実施する。

(3) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

H32年度以降の取組み

(1) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

(2) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

(3) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

これまでの取組み

- (1)【H29.6】捕獲方法を検証するため対策会議を実施。南西部生活衛生監視事務所で新型檻を試用中であることと北部生活衛生監視事務所における河川敷対策については引き続き検討する旨聴取
- 【H29.10】野犬等の新しい捕獲方法の実施に向け国交省淀川河川事務所との連携を確認
- 【H30.3】淀川河川敷に捕獲用サークルを設置
- 【H30.4～6】淀川河川敷において成犬1頭を捕獲、子犬7頭を保護
- 【H30.6】淀川の増水時期にあわせて捕獲用サークルを撤去
- 【H30.7】淀川河川事務所と野犬対策会議を実施し、野犬の生息状況と今後の計画を確認
- 【H30.8】淀川河川敷で1日から16日まで期間限定で捕獲用サークルを設置
- 【H30.11】淀川河川敷に捕獲用サークルを設置
- 【H30.12】南港地区において子犬7頭を保護
- 【H30.12】淀川河川敷において成犬1頭を捕獲、子犬1頭を保護
- (2)【H29.10】譲渡対象猫の拡大について、譲渡登録団体と協議開始
- 【H30.8】哺乳期猫の譲渡対象を3週齢以上から3週齢未満へ拡大を検討
- 【H30.8】哺乳期猫譲渡推進事業について、新たな譲渡登録団体とも協議を開始
- 【H30.10】哺乳期猫の譲渡基準を策定し、哺乳期猫譲渡事業として本格実施
- 【H30.10】3週齢未満の哺乳期猫を譲渡対象としたモデル実施を開始
- (3)【H29.7～】HPのほか、SNSでも譲渡対象犬猫を随時紹介
- 【H30.4】犬猫の日曜譲渡会を開催
- 【H30.5～】ツイッター、フェイスブックに加えInstagramによる譲渡対象犬猫の紹介を開始
- 【H30.7】ネスレ日本株式会社と動物愛護に関する協定を締結
- 【H30.7】動物管理センターでの譲渡に向けた犬のトレーニング内容について、おおさかワンニャン特別大使らの意見を聴取し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントにおいて紹介した。
- 【H30.8】犬猫の日曜譲渡会を開催
- 【H30.12】犬猫の日曜譲渡会を開催

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目3: 犬猫の適正飼養の推進	《関係所属: 健康局》
(1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討 (2) 猫の登録努力義務化の検討	
取組方針	
(1) マイクロチップ装着による個体識別は、迷子になった動物の所有者発見を容易にするだけでなく、所有者責任の所在を明確にし、動物の遺棄防止に役立つことから、環境省も所有者明示の一方法として推奨している。本市においても、各区保健福祉センターにリーフレットを配置するとともに、各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施するなど、マイクロチップの普及に努めており、今後も継続して取組みを進めていく。また、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していく。	
(2) 飼い猫(外猫、家猫)については、飼養者に所有者明示措置を実施するよう、イベント時に迷子札を配布する等の啓発を行っている。今後も、あらゆる機会や媒体を通じて広報を行い、所有者明示を推奨していく。また、飼い猫については、飼い犬のように法令(狂犬病予防法)に基づく登録義務はないが、国や他都市等の状況を注視し、登録の可否について検討していく。	
H29・30年度の取組み	
(1) マイクロチップ装着の普及啓発に向け、各区保健福祉センターにリーフレットを配架するとともに、各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施する。また、本市から譲渡する犬猫については、マイクロチップを装着する。なお、条例への所有者明示にかかる規定については、他都市状況を調査するとともに、「動物の愛護及び管理に関する法律」にかかる国の動向を注視し、検討を続ける。	
(2) 猫の所有者明示について、迷子札の配布や広報紙等での広報を継続して実施する。また、他都市調査等を実施し、飼い猫の登録について検討する。	
H31年度 of 取組み	
(1) 前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。	
(2) 前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。	
H32年度以降の取組み	
(1) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。	
(2) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。	
これまでの取組み	
(1) 【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などでマイクロチップの普及を広報 【H29.11】動物愛護フェスティバルにおいて、マイクロチップの普及を広報 【H30.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などでマイクロチップの普及を広報 【H30.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などでマイクロチップの普及を広報 【H30.11】動物愛護フェスティバルにおいて、マイクロチップ読み取りのデモンストレーションを実施	
(2) 【H29.6～】迷子札600個を購入し各種事業で配布 【H29.7】猫の登録状況及び犬猫の登録促進策について大阪府下動物愛護担当者会議にて照会(⇒結果: 事例なし) 【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報 【H30.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報 【H30.7】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベント会場において、迷子札を無料配布 【H30.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報	

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目4:動物愛護教育の充実

《関係所属:健康局・教育委員会事務局》

- (1) 命の大切さを学ぶ機会の増加
- (2) 飼育体験の充実
- (3) ふれあい事業の拡充
- (4) 既飼養者への適正飼養啓発事業の推進

取組方針

- (1) 子どもたちが動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、平成25年度より6区の一部小学校において「命の時間」講座を実施している。当該講座について、実施区及び校数の拡大を図るとともに、より広域での実施に向け、マニュアル(教育読本)を作成し、配布する。
- (2) 児童生徒が動物の命の尊さや大切さに気付き、動物の適正飼養及び終生飼養を理解できるようにするために、教育活動中での体験的な活動の充実を図る。
- (3) ふれあい事業については、犬とのふれ合いを通じた生き物に対する正しい接し方の啓発及び動物愛護精神の涵養を目的に、おおさかワンニャンセンターで実施している。当該事業をさらに周知するため広報を充実させるとともに、より多くの方が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やす。また、H29年度におおさかワンニャンセンターにて猫舎を新設することから、猫舎を活用した猫とのふれあい事業も実施していく。
- (4) 飼養希望者に対しては、おおさかワンニャンセンターにおいて譲渡前に「飼い方相談会」や「しつけ方教室」を実施している。既飼養者に対する適正飼養の啓発に向け、既存の「しつけ方教室」の既飼養者への実施を含め、効果的な手段について検討・実施していく。

H29・30年度の取組み

- (1) 教育委員会事務局と協議し、「命の時間」講座の実施区及び校数の拡大を図るとともに、現行使用している教材を必要に応じて改訂する。
- (2) 教育活動の中で、動物とふれあう体験活動の充実を図る。
- (3) ふれあい事業を天王寺動物園(2回以上)及びその他のエリア(4回以上)で休日に臨時開催する。また、おおさかワンニャンセンターにおいて猫とのふれあい事業を開始する。
- (4) しつけの方法などを記載している愛犬手帳・愛猫手帳を広く周知する。また、既飼養者への飼い方教室について、他都市状況等を踏まえ検討を行う。

H31年度の取組み

- (1) 前年度の取組みに加え、実施校数拡大にあたって生じる人員(講師)問題について検討・実施する。
- (2) 前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。
- (3) 前年度の取組みに加え、民間団体等と協働について検討・実施する。
- (4) 愛犬手帳及び愛猫手帳への広告(訓練施設や動物関係業者)掲載について検討・実施する。

H32年度以降の取組み

- (1) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。
- (2) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。
- (3) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。
- (4) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

これまでの取組み

- (1) 【H29.7】教育委員会事務局に校長会での提案について協議
【H29.7】西部管内区校長会(6区)及び東成区内校長会に提案
【H29.10】現行教材を改訂
【H29.10～H30.3】「命の時間」講座を6区8校で実施
【H30.10】幹事校長会に提案
- (2) 【H30.4～12】生活科の学習において継続的に小動物を飼育。委員会活動においても、小動物を飼育する体験をもち、動物とのふれあいの充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)
- (3) 【H29.8】おおさかわんにゃんセンターHPにふれあい事業の紹介ページを作成
【H29.5～12】ふれあい事業を臨時開催:天王寺動物園、津守下水処理場(日曜日)、サマーキャンペーン会場、天王寺区健康展(日曜日)、市岡下水処理場(日曜日)、住之江区役所(日曜日)
【H30.3】民間団体と協働でふれあい事業を開催:天王寺動物園
【H30.4】ふれあい事業を臨時開催:津守下水処理場(日曜日)
【H30.5】ふれあい事業を臨時開催:住之江下水処理場(土曜日)
【H30.5～】Twitter、フェイスブックに加えInstagramによりふれあい事業の紹介を開始
【H30.7～8】夏のふれあい事業を計7回実施
【H30.10】ふれあい事業を臨時開催:天王寺区役所(土曜日)、市岡下水処理場(土曜日)、西淀川区役所(土曜日)
【H30.11】ふれあい事業を臨時開催:花博記念公園鶴見緑地(祝日)
- (4) 【H29.7】愛犬手帳・愛猫手帳をデジタルブック本棚に掲載
【H29.7】大阪府下動物愛護担当者会議にて照会(⇒結果:大阪府でインストラクターを招聘した実施例あり)
【H30.1】近畿府県市動物行政担当係長会議にて照会(⇒結果:19府県市中9府県市で実施例あり)

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目5:動物愛護に関する広報の充実

《関係所属:健康局、政策企画室、ICT戦略室》

- (1) 広報活動の強化
- (2) 「ロゴマーク」の作成・活用

取組方針

(1) 各種取組みを効果的に展開していくため、犬猫の現状と取組み内容を広く周知する必要がある。HPや広報紙、SNS(フェイスブック・ツイッター)等、あらゆる媒体を活用して計画的かつ効果的な広報に努める。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者に向けて、突然のトラブルでも慌てることのないよう、広報の充実を図る。

(2) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成し、広く市民や民間団体等の使用に供することで、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを市民の共通認識として広げていくとともに、動物愛護と適正飼養の周知に努める。

H29・30年度取組み

(1) HPについて、より見やすく、事業内容が分かりやすいコンテンツに修正する。また、動物愛護関連事業については随時HP及びSNSで発信するとともに、イベントや特集記事については広報紙への掲載を図る。さらに、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを広く効果的に広報するため、特別大使参加イベントを実施する。高齢者に向けては、別途犬猫の飼育に関するリーフレットを作成・配布する。

(2) ロゴマークをあらゆる広報媒体に活用するとともに、市民や民間団体等の利用促進に努め、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みを広く周知する。

H31年度取組み

(1) 前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。

(2) 前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。

H32年度以降取組み

(1) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

(2) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

これまでの取組み

- (1) HP:
- 【H29.4】殺処分の現状について掲載
 - 【H29.7】愛犬手帳・愛猫手帳をデジタルブック本棚に掲載
 - 【H29.8】特別大使ビデオメッセージを掲載
 - 【H29.8】不妊去勢手術の必要性について掲載
 - 【H29.10】サマーキャンペーンの結果を掲載
 - 【H30.5】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の掲載
 - 【H30.5】殺処分の現状について平成29年度データを反映
 - 【H30.8】サマーキャンペーン(トークイベント)の開催結果を掲載
 - 【H30.11】動物を飼う前の心構えについて掲載
 - 【H30.12】犬のトイレトレーニングについて掲載

市広報紙:

- 【H29.7】寄附金募集について掲載
- 【H29.8】サマーキャンペーンについて掲載
- 【H29.9】動物愛護フェスティバルについて掲載
- 【H30.7】寄附金募集について掲載
- 【H30.7】サマーキャンペーン(トークイベント)について掲載
- 【H30.11】動物愛護フェスティバルについて掲載

区広報紙:

- 【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間
- 【H30.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間
- 【H30.8～11】所有者不明猫適正管理推進事業について掲載(9区)
- 【H30.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

SNS:

- 【H29.7】動物愛護専用ツイッター及びフェイスブックを設置
- 【H29.7～H30.3】ツイッターへの投稿を計99回、フェイスブックへの投稿を計99回実施
- 【H29.7～12】ツイッターへの投稿を計6回、フェイスブックへの投稿を計2回実施(政策企画室)
- 【H30.4～6】ツイッターへの投稿を計16回、フェイスブックへの投稿を計16回実施
- 【H30.5】ツイッター、フェイスブックに加えInstagramによる情報発信を開始
- 【H30.5～6】Instagramへの投稿を計6回実施
- 【H30.7～9】ツイッターへの投稿を計27回、フェイスブックへの投稿を計27回、Instagramへの投稿を計24回実施
- 【H30.10～12】ツイッターへの投稿を計41回、フェイスブックへの投稿を計40回、Instagramへの投稿を計41回実施
- 【H30.11】ツイッターへの投稿を計1回実施(政策企画室)

その他:

- 【H29.7】杉本彩氏を「おおさかワンニャン特別大使」に委嘱
- 【H29.8】市役所1階市民ロビーで写真展を開催
- 【H29.8】特別大使ビデオメッセージを市民ロビーで放映
- 【H29.8】24区健康展でリーフレットを配布
- 【H29.9】EvaHPに市長メッセージ動画を公開
- 【H29.9】FC大阪テレビへの出演
- 【H29.9及び11】動物愛護フェスティバルにおいて広報活動を実施
- 【H30.5】映画「犬ヶ島」タイアップポスターを作製
- 【H30.6】映画「猫は抱くもの」タイアップポスターを作製
- 【H30.6】特別大使参加イベントの周知ポスターを配布
- 【H30.6】週刊誌に寄附金募集の紹介記事が掲載
- 【H30.6】各区に「所有者不明猫適正管理推進事業」の広報を依頼
- 【H30.7】「ONE LOVEプロジェクト」HPサイト環境省コラム『知りたい動物愛護への取り組み』に寄附金募集の紹介記事が掲載
- 【H30.7】FC大阪TVに出演し、取組みを紹介
- 【H30.7】イオンモール鶴見緑地において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントを実施
- 【H30.7】住之江区民まつりにて広報活動を実施
- 【H30.9】ナニワ区民まつりにて広報活動を実施
- 【H30.9】動物愛護フェスティバルにおいて広報活動を実施
- 【H30.10】映画「旅猫リポート」タイアップポスターを作製
- 【H30.10】天王寺動物園において広報活動を実施
- 【H30.10】すみよし区民まつりにて広報活動を実施
- 【H30.11】動物愛護フェスティバルにおいて広報活動を実施

(2)【H29.6】暫定ロゴ作成

- 【H29.8～11】正式ロゴマークを公募、選定
- 【H29.12】正式ロゴマークを決定、使用承認申請の受付開始
- 【H29.12～H30.3】ロゴマーク使用を計6件承認
- 【H30.4～6】ロゴマーク使用を計2件承認
- 【H30.5】映画「犬ヶ島」タイアップポスターに掲載
- 【H30.6】映画「猫は抱くもの」タイアップポスターに掲載
- 【H30.6】特別大使参加イベントの周知ポスターに掲載
- 【H30.6】ロゴマークの缶バッジを500個作製
- 【H30.7】ロゴマーク使用要綱を改正
- 【H30.7】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベント会場において、ロゴマークの缶バッジを無料配布
- 【H30.7～9】ロゴマーク使用を計4件承認
- 【H30.10】映画「旅猫リポート」タイアップポスターに掲載
- 【H30.10～12】ロゴマーク使用を計3件承認

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目6:動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築

《関係所属:健康局・福祉局・区役所・ICT戦略室・建設局・港湾局》

- (1)動物関係(多頭飼育崩壊等)の相談に対する連携体制の構築
- (2)所有者不明猫対策事業(街ねこ事業、公園猫事業)の再構築

取組方針

(1)動物相談室及び各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築する。

(2)所有者不明猫適正管理推進事業については、平成22年度の事業開始から7年以上が経過しており、他都市調査及び事業実施者等へのアンケートなどを踏まえ、より効果的で利用しやすい制度に再構築する。公園猫適正管理推進サポーター制度については、平成23年度の事業開始以降、都度見直しを行っており、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。臨港緑地等については、区役所等と連携して、啓発活動を通じたマナー意識の向上等に取り組む。

H29・30年度の取組み

(1)現行体制についての問題点や課題等を整理するとともに、動物関係の相談窓口として、動物愛護推進員との連携可否について検討する。また、ペットを飼育している高齢者への啓発方法について検討・実施する。

(2)所有者不明猫適正管理推進事業について、他都市調査及び事業実施者等へのアンケート結果を踏まえ、制度を再構築する。

公園猫適正管理推進サポーター制度については、H29年度に、サポーター員が、より活動に専念できる制度となるよう公園猫適正管理推進サポーター制度の実施要綱改正や公園猫の実態把握を目的として、公園愛護会へ調査を実施した。今後も引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。臨港緑地等については、啓発活動を通じたマナー意識の向上等に取り組む。

H31年度の取組み

(1)前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。

(2)前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。

H32年度以降の取組み

(1)前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

(2)前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

これまでの取組み

- (1)【H30.12】地域包括支援センター及び見守り相談室に犬猫の飼育実態調査を実施
- (2)【H29.5】所有者不明猫適正管理推進事業の事業者負担等にかかる事業者等アンケートを実施
【H29.9】鶴見区区民まつりにおいて公園猫適正管理サポーター制度の周知を実施(建設局)
【H29.10】事業者負担等にかかる政令指定都市調査を実施
【H29.10】「公園猫適正管理推進サポーター制度」実施要綱を改正
【H29.10】公園猫に関する実態調査を実施
【H29.10】大正区区民まつりにおいて公園猫適正管理サポーター制度の周知を実施(建設局)
【H29.11】公園猫適正管理サポーター制度の実施要綱を改正し、中間研修の代わりに活動報告のヒアリングを行う事とし、更新手続きをなくすことでサポーターの負担を軽減(建設局)
【H29.11～H30.1】街ねこ事業実施地域を対象にアンケートを実施
【H30.3】「所有者不明猫適正管理推進事業」実施細目を改正
【H30.4】「所有者不明猫適正管理推進事業」の市民負担額を1頭あたり5,000円から2,500円に減額
【H30.4～12】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(港湾局)
【H30.4～6】新規1公園3名、既存3公園3名のサポーター登録があり、計42公園延べ211名を登録(建設局)
【H30.9】ナニワ区民まつりに出展し、公園猫適正管理サポーター制度の周知を行った。(建設局)
【H30.9】9月末現在で計41公園延べ207名のサポーターを登録(建設局)
【H30.10】福島区民まつり、すみよし区民まつりに出展し、公園猫適正管理サポーター制度の周知を行った。(建設局)
【H30.12】12月末現在で41公園延べ206名のサポーターを登録(建設局)

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目7:動物愛護関連施設の設置	《関係所属:健康局・建設局》
取組方針	
<p>犬猫の引取り数の削減及び譲渡の促進を図るため、譲渡会や動物愛護関連イベントのほか、民間団体等が活動(ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等)できる施設の設置について、本市未利用施設の活用と併せて検討していく。また、先行事例であるドイツのティアハイムについて、調査・研究を行っていく。</p>	
H29・30年度 of 取組み	
<p>譲渡登録団体等にアンケートを実施するなど、民間団体等の活動に必要とされている施設・設備等を調査するとともに、本市未利用施設(菅原城北大橋管理事務所等)の活用について検討する。</p>	
H31年度 of 取組み	
<p>前年度 of 取組みを踏まえ検討・実施</p>	
H32年度以降 of 取組み	
<p>前年度までの取組みを踏まえ検討・実施</p>	
これまでの取組み	
<p>【H29.8】建設局に菅原城北大橋管理事務所の活用にあたっての課題等を確認(⇒結果:施設を利用するためには、設備更新費として14,800千円、その他建築系設備(内装等)費用が必要) 【H29.12～H30.1】譲渡登録団体にアンケート調査実施(⇒結果:回答のあった12団体の中9団体が未利用施設の使用に興味を示したが、いずれの団体も駐車場を要望。場所についても各団体の拠点地域にあれば使用を検討するとの意見が多かった。)</p>	

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目8: ペットにかかる災害時対策

《関係所属:健康局・危機管理室・区役所》

- (1) ペットとの避難対策の構築
- (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築

取組方針

(1) 災害時の対応としては、基本的には「自助」であり、ペットに関する支援を受けることが困難になると想定されるため、飼い主自身が普段から餌やケア用品を備蓄しておくことに加え、他の被災者とトラブルにならないよう、ペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。
また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持っている人と共同生活を送ることとなるため、ルールを決めておくことが重要であることから、避難所を運営する避難所運営委員会等で協議できるよう、関係所属で連携して取り組むこととする。

- (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制について構築する。

H29・30年度の取組み

- (1) HP等で飼養者の日常の備え等について啓発する。また、「避難所開設・運営ガイドライン」を改訂し、避難所でのペット対策について掲載するとともに、その周知により、ペット対策についての対応を促す。
- (2) 災害発生時における動物愛護推進員の活動内容と民間獣医師に対する協力要請の可否について検討する。

H31年度取組み

- (1) 前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。
- (2) 前年度の取組みを踏まえ検討・実施する。

H32年度以降の取組み

- (1) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。
- (2) 前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。

これまでの取組み

- (1) 【H29.4】飼養者の日常の備えについて、HPに掲載
【H29.5】「避難所開設・運用ガイドライン」を改訂
【H30.9～12】 現在大阪府北部を震源とする地震や台風対応を受けて、安全環境防災部会区を中心として区ワーキンググループにて、避難所開設・運営に関する課題等を議論し、年度末に「避難所・開設運営ガイドライン」を改訂予定とし、引き続きワーキングを毎月開催し継続している。(危機管理室)
- (2) 【H30.6】大阪府災害時等動物救護連絡会議において、大阪府災害時等動物救護本部の設置方法を協議
【H30.11】動物愛護推進員28名へアンケートを実施(⇒結果:災害時対応等に協力できる人数を確認。災害時対応14名)

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

<p>項目9:動物愛護関連事業寄附金の活用</p>	<p>《関係所属:健康局・政策企画室・ICT戦略室》</p>
<p>取組方針</p>	
<p>動物愛護関連事業寄附金については、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みに活用することを明確にし、広報活動の充実に努めるとともに、動物愛護関連事業寄附金を活用した事業展開が計画的かつ効率的に実施できる方策について、検討・実施していく。また、新たな事業実施や事業拡大にあたっては、当該計画段階において、必要に応じて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても検討する。</p>	
<p>H29・30年度の取組み</p>	
<p>動物愛護関連事業寄附金の募集にあたっては、当該寄附金が「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みに活用されることを明確に記す。また、年度の早い時期の寄附収受を目的としたサマーキャンペーンを実施するとともに、今後の事業展開が計画的かつ効率的に実施できるよう、「大阪市動物愛護管理施策推進基金(仮称)」の創設に向け、調整を行う。</p>	
<p>H31年度の取組み</p>	
<p>動物愛護事業の促進を目的としたキャンペーンを実施する。</p>	
<p>H32年度以降の取組み</p>	
<p>前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。</p>	
<p>これまでの取組み</p>	
<p>【H29.8】「大阪市ふるさと寄附金」募集リーフレットに「殺処分がなくなることを目指して」のフレーズ入り暫定ロゴマークを掲載 【H29.8】健康局HPふるさと寄附金募集コンテンツにサブタイトル「理由なき殺処分ゼロを目指して」を追加 【H29.7～10】サマーキャンペーンを実施(7・8月の寄附件数及び寄附金額については前年の約5倍を達成) 【H30.3】大阪市動物愛護管理施策推進基金条例を制定 【H30.4】大阪市動物愛護管理施策推進基金を設置 【H30.5】映画「犬ヶ島」タイアップポスターに寄附金募集について記載 【H30.6】週刊誌に寄附金募集の紹介記事が掲載 【H30.6】平野区役所で実施された「熱中症予防強化月間」関連イベントにおいて、寄附金募集チラシを配布 【H30.6】イオンモール鶴見緑地に寄附金募集チラシを配架 【H30.7】大阪広報紙に寄附金募集記事を掲載 【H30.7】「ONE LOVEプロジェクト」HPサイト環境省コラム『知りたい動物愛護への取り組み』に寄附金募集の紹介記事が掲載 【H30.7】FC大阪TVに出演し、取組みを紹介 【H30.7】イオンモール鶴見緑地において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントを実施 【H30.10】映画「旅猫リポート」タイアップポスターに寄附金募集について記載 【H30.10】天王寺動物園において寄附金募集チラシを配布 【H30.11】動物愛護フェスティバルにおいて寄附金募集チラシを配布</p>	

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目10:動物愛護推進員制度の再構築	《関係所属:健康局》
取組方針	
<p>大阪市動物愛護推進員については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、平成15年度に設置している。「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するにあたって、地域における動物愛護の熱意と見識を有する推進員の経験・知識が非常に有用であることから、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行う。</p>	
H29・30年度の取組み	
<p>他都市調査及び動物愛護推進員へのアンケート等を実施するとともに、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みの進捗状況を勘案のうえ、動物愛護推進員の新たな活動内容を再構築する。</p>	
H31年度の取組み	
<p>前年度の検討を踏まえ、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改定する。</p>	
H32年度以降の取組み	
<p>前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。</p>	
これまでの取組み	
<p>【H29.7】動物愛護推進員の活動内容等に関する政令指定都市調査を実施(⇒結果:自治体施策への協力や啓発活動が主。一部で情操教育講師か地域猫活動のコーディネートを依頼している自治体あり) 【H29.10】動物愛護推進会議において、動物愛護推進員の活動内容を協議 【H30.1】動物愛護推進員の活動内容等に関する大阪府の状況を確認(⇒結果:動物愛護推進員に活動報告を義務付け) 【H30.11】動物愛護推進員28名へアンケートを実施(⇒結果:各種市民相談に協力できる人数を確認。飼い方に関する相談17名、引取りに関する相談10名、多頭飼育に関する相談2名、街ねこに関する相談11名)</p>	

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目11:市営住宅敷地内における猫対策	《関係所属:健康局・都市整備局》
取組方針	
動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切な餌やりにより周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。	
H29・30年度の取組み	
年2回入居者に配付している「住宅だより」を通じて啓発活動を行う。 市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった場合は、各住宅管理センターによるポスター掲示を行う。 市営住宅敷地内で入居者が野良猫に対する餌やりを行っていた場合には、自宅訪問により注意喚起を行う。	
H31年度の取組み	
前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。	
H32年度以降の取組み	
前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。	
これまでの取組み	
【H30.4～12】市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった場合、当該団地内にポスターを掲示。入居者による餌やりであることが特定できる場合は自宅訪問により注意喚起を実施。(都市整備局) 【H30.7】「住宅だより」を発行し、入居者に対して啓発活動を行った。(都市整備局) 【H30.12】「住宅だより」を発行し、入居者に対して啓発活動を行った。(都市整備局)	

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(H30.12現在)

項目12:おおさかワンニャンセンターの機能向上	《関係所属:健康局》
取組方針	
<p>「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する業務を担うおおさかワンニャンセンターについては、庁舎建築以降相当年数が経過していることから、設備の老朽化が著しく、多数の不良箇所がある。設備の破損は、人的被害や施設機能停止、収容動物の逸走に繋がる恐れがあるとともに、動物愛護の観点からも必要な改修を計画・実行していく。また、おおさかワンニャンセンターの施設位置が分かりにくいこと、単に殺処分を行う場所との誤ったイメージを払拭しうる取組みを実施していく。</p>	
H29・30年度の取組み	
<p>H29年度改修予定の猫室について広く周知するとともに、おおさかワンニャンセンターの犬監房、門扉、フェンス、事務所外壁等を改修する。また、おおさかワンニャンセンター職員ユニフォームを作成する。</p>	
H31年度の取組み	
<p>H30年度改修予定の犬監房等を広報する。</p>	
H32年度以降の取組み	
<p>前年度までの取組みを踏まえ検討・実施する。</p>	
これまでの取組み	
<p>【H29.6～H30.3】猫室を改修(譲渡猫の収容スペース、猫とのふれあいスペース及び猫の診療室を設置) 【H29.8】杉本おおさかワンニャン特別大使によるおおさかワンニャンセンターの視察 【H30.4】おおさかワンニャンセンター職員ユニフォームを製作 【H30.4～】新設した猫とのふれあいスペースの利用を開始 【H30.5～】ツイッター、フェイスブックに加えインスタグラムにより猫とのふれあい事業の紹介を開始 【H30.6】おおさかワンニャンセンターにのぼりを設置 【H30.7】杉本おおさかワンニャン特別大使によるおおさかワンニャンセンターの視察</p>	